

議案第 106 号

大濱信泉記念館指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公 の 施 設 の 名 称	大濱信泉記念館
2 指定管理者となる団体	石垣市字登野城 679 番地 株式会社ハブクリエイト 代表取締役 喜納 正雄
3 指 定 の 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 12 月 1 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。